農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和４年３月

新　富　町

**目　　　　　　　次**

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの

効率的かつ安定的な農業経営(認定農業者等)の指標個別経営体（農業経営の指標）・・・・６

第２の２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ご

との新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標・・・・・・・１８

第３　効率的かつ安定的な農業経営を営む者(認定農業者等)に対する農用地の利用の集積に関する

目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

１．効率的かつ安定的な農業経営を営む者(認定農業者等)に対する農用地の利用の集積に関する目

　　標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

２．その他農用地の利用関係の改善に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

第４　農業経営基盤強化促進事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

１．利用権設定等促進事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

(１) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

(２) 利用権の設定等の内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３

(３) 開発を伴う場合の措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３

(４) 農用地利用集積計画の策定時期 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

(５) 要請及び申出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

 (６) 農用地利用集積計画の作成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

(７) 農用地利用集積計画の内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５

(８) 同　意 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５

(９) 公　告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５

(10) 公告の効果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

(12) 紛争の処理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

(13) 農用地利用集積計画の取消し等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

２．農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業の促進に関する事項・・・・・・２６

３．農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用

改善事業の実施の基準に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・･２６

(１) 農用地利用改善事業の実施の促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

(２) 区域の基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７

(３) 農用地利用改善事業の内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７

(４) 農用地利用規程の内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７

(５) 農用地利用規程の認定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７

(６) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定 ・・・・・・・・・・２７

(７) 農用地利用改善団体の勧奨等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８

(８) 農用地利用改善事業の指導、援助 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８

４．農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の

促進に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・･２９

５．農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項・・・２９

６．新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項・・・・・・・・・・・２９

７．その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項・・・・・・・・・・・・・・３０

(１)農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携・・・・・・・３０

(２)推進体制等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０

第５　そ の 他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・･３０

別紙１（第４の１(1)⑥関係） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２

別紙２（第４の１(2)関係） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３

**第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標**

 **１．新富町農業の現状と課題**

　　**（農業生産）**

本町の農業は、温暖な気候と地形的に台地と平野に二分され、町の北西部は高台地で畑作地帯、南東部一帯は一ッ瀬川沿いに開けた水田地帯を形成している。

このような条件の中、水田地帯では、早期水稲と、ピーマン、キュウリ、トマト、メロン等の施設野菜、畑地帯では、茶、甘藷、洋蘭等の栽培のほか、養鶏、肉用牛、酪農など畜産と多種多岐にわたる営農を展開し本県農業の中核を担っており、町の基幹産業として地域経済の発展に大きく寄与してきた。

一方でかつてない人口減少、少子高齢化の波が押し寄せている中、本町においては、離職者や非農家出身者の就農、農業法人等への者への雇用就農、Ｗワークなど就農形態が多様化している。

今後、本町農業を発展させるためには、認定農業者に加え、人・農地プランに位置づけられる地域の中心となる経営体（以下、「中心経営体」という。）や新たに農業を営もうとする青年等の確保に努め、意欲と能力を有した担い手の育成・確保を図り、個別経営体と農業法人や集落営農組織との連携、さらには農業と他産業との連携を積極的に推進した取り組みが求められている。

このため、宮崎県農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積・集約化による規模拡大の取組、スマート農業等による効率化、営農をサポートする体制の構築等により収益性が高く、賢く稼げる生産構造へと転換する必要がある。

**（社会情勢）**

　近年、消費者ニーズの多様化や、平成30年のＴＰＰ11、平成31年の日ＥＵ・ＥＰＡなど国際化の進展を背景に、国内外の産地間競争が激化するとともに、消費者の食の安全・安心に対する関心が一層高まっている。

　　　　そのため安全・安心の確保はもとより、効率的な物流や販売力強化等、生産から流通・販売をつなぐ一連の流れの最適化とともに、６次産業等食資源の高付加価値化に向けた取組など、本町の特色を生かした取組を展開していく必要がある。

**（危機事象）**

　　　　本町では、平成２２年度に口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ、令和２年度には、再び高病原性鳥インフルエンザによる被害が発生したところである。

　　　　また、令和２年１月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う、海外との入出国制限や学校の臨時休校、外出自粛等により、農畜産物の出荷減少や価格の低迷、輸出の停滞、外国人材の確保、新たな生活様式による物流の変化等、幅広い分野で大きな影響が生じた。

このほかにも、台風や長雨による災害等これまでの想定を超えた危機事象が発生している。

 　　　このため、今まで以上に、食の安全・安心を消費者に提供する使命感を農業者のみならず県、町、関係団体等の全ての関係者で共有し、危機事象に対応できる防災営農を推進する必要がある。

**２．新富町農業の展開方向**

県においては、農業の更なる持続的発展を果たすための基本方針となる「第８次宮崎県農業・農村振興長期計画」を策定し「持続可能な魅力あるみやざき農業」の実現を目指すものとしている。

こうした中で、本町農業の展開方向は、大きく変革する社会経済情勢を充分に見据えながら、経営規模拡大や経営開始する者が自立するまでの支援の強化を図り、今後とも地域の特性を充分に活かした本町の基幹的産業として位置づけ、新たな農業にチャレンジしやすい環境の整備等、農林水産業を営む者や営みたい者にとって魅力あるまちとなる取組みを目指すものとする。

　　　また、令和３年６月に本町は児湯農業協同組合（以下、農協という）と共同で、本町の基幹産業である農業の振興発展に向けた取組の拠点となる農業公社『一般社団法人ニューアグリベース』（以下、ＮＡＢという）を設立した。行政と農協及び農業公社が一体となることで、互いに情報の共有を図り、新たな農産物生産技術の開発研究、新規作物の産地化及び地域農業者の人材育成・担い手確保、新たな販路拡大及び出口戦略等の取組を行うことにより、地域農家の農産物の収量増及び所得向上等に繋げるとともに持続可能な地域農業の実現を目指すものとする。

**３．新富町における農業経営基盤の強化の促進に関する取組**

**（１）農業経営基盤の強化の促進に当たっての基本的な考え方**

将来にわたって本町の基幹的産業として持続的に維持発展させていくには、地域農業を担う効率的かつ安定的な農業経営体(以下、「認定農業者等」という。)や新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保するとともに、人・農地プラン作成過程における話し合い活動を通して位置づけられる中心経営体への誘導を進め、これらの農業経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を図る必要がある。

このため、農業者自らが作成した改善計画に基づき意欲的に取組む認定農業者等や新たに農業経営を営もうとする青年等の目標を明らかにするとともに、その育成を促進する。

なお、町外在住者の受入態勢を長期的に継続実施し、担い手の確保と移住定住を推進していく。

また、農地中間管理事業の活用を軸とし「人・農地プラン」の実質化及び実行を推進していくことにより、これらの経営体に対する農地の集積・集約化や経営管理の合理化、その他の農業経営基盤の強化を推進するための各種施策を一体的に推進していく。

**（２）年間農業所得及び年間労働所得の目標**

**ア　認定農業者等の年間農業所得及び年間労働時間の目標**

このような本町の農業の現状とその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね１０年後）の農業経営の発展の目標を明らかにして、認定農業者等を育成する。その具体的な経営の指標は、下記のとおりとし、農業経営の主たる従事者が、本地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を確保するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 主たる従事者一人当たり | 1経営体当たり |
| 主たる従事者分 | 補助的従事者分 | 計 |
| 年間農業所得 | 440万円程度 | 440万円 | 160万円 | 600万円 |
| 年間労働時間 | 1,900時間程度 | 1,900時間 | 1,900時間 | 3,800時間 |

**イ　新たに農業経営を営もうとする青年等の年間農業所得及び年間労働時間の目標**

本地域における他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者１人あたり１，９００時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から５年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（認定農業者等の目標の６割程度の農業所得、すなわち主たる従事者１人あたりの年間農業所得２６０万円程度）を目標とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 主たる従事者一人当たり | 個別経営1経営体当たり |
| 主たる従事者分 | 補助的従事者分 | 計 |
| 年間農業所得 | 260万円程度 | 260万円 | 100万円 | 360万円 |
| 年間労働時間 | 1,900時間程度 | 1,900時間 | 1,400時間 | 3,300時間 |

**（３）目標を達成するための具体的施策の方針**

前述の目標を達成するため、地域農業を牽引する担い手として、認定農業者等を位置付け、将来の地域の担い手を明確化するとともに、以下のとおり認定農業者等の意欲向上を図るための各種施策を推進する。

なお、地域農業を担う農業者と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間の役割分担を明確化して、今後とも地域全体としての発展に結びつくよう、諸施策の推進にあたっては、地域ぐるみの理解と協力を求めていくこととする。

1. 児湯農林振興局（以下「農林振興局」という。）、農協、農業委員会等の各関係機関の連携強化の下に、集落を単位とした農業の将来について農業者自ら的確な判断を行うための指導、助言を行う。

また、認定農業者及び今後認定を受けようとする農業者や認定新規就農者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的な指導を行うとともに、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

更に、児湯地域担い手育成総合支援協議会（以下、「担い手協議会」という。）等の支援による経営改善等に必要な研修会等を開催し、認定農業者の資質の向上を図るとともに、認定農業者で構成する新富町認定農業者連絡協議会の育成・強化を図る。

1. 生産性を向上させ、労働力不足を解消するスマート農業については、最新のスマート技術の積極的な情報発信や、ＩＣＴやＡＩ、ロボット技術等を学べる場の提供、マッチングの機会創出とともに、本町に適したスマート農業技術・機器等の検証と普及、スマート農業の専門知識や活用ノウハウ等を有する農業者、指導者の育成を推進する。

　また、スマート農業技術研究の強化、生産現場における共同利用等のシェアリング、園芸施設等の団地化など、スマート農業技術を活かせる体制の構築を推進する。

③ 水田営農が主で担い手等の少ない集落においては、地域リーダーの育成等を踏まえて地域

での話し合いと合意形成を促進し、農用地利用改善団体の設立を目指しながら特定農業法人及び特定農業団体制度についての普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進する。

④ 農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進

することとし、作業受託組織と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、 意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

1. 施設園芸等の集約的な経営展開については、農林振興局、農協等の各関係機関の指導強化

のもとに新品目・品種・作型等の導入による生産体制の確立、直販・契約・加工等を視野に入れた流通方式の改善等を積極的に行い産地間競争の強化を図る。

1. 女性農業者は家族経営協定の締結や農業経営改善計画の共同申請を行い、主たる労働者として重要な役割を担っていく。
2. 認定新規就農者について、本町における令和３年度の新規就農者は５人であり、近年はほぼ維持傾向にある。

本町においては過去５年間の平均である１年あたりの新規就農者数５名の確保を目標とし、様々な施策の充実を通じて目標以上の新規就農者の確保を目指す。

　　新規就農者を確保・育成していくためには、栽培技術や農業経営に関する知識の習得に関する指導・助言を重点的に行うことが重要である。このため、農地については農業委員会や農地中間管機構による紹介、技術・経営面については、町・県・ＪＡによる指導等を行うなど、地域及び関係機関・団体の総力をあげて地域の中心経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

なお、５０歳以上６５歳未満の中高年齢者についても、他産業従事経験等を活かす意欲的な者については、積極的に支援の対象とする。

**⑧**土地利用型農業を推進する上では、生産基盤を整えることが必要であるため、スマート農業に対応したほ場の区画拡大や水田の汎用化に向けた整備、計画的な営農に必要な整備を推進する。また、効率的な土地利用を推進するため、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化を進めるとともに、ハウス団地等のゾーニングやスマート農業技術を活用し、生産性の高い産地を育成する。

**第２ 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営（認定農業者等）の指標**

第１に示したような目標を可能とする認定農業者等の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 個別経営体 | № | １ |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 農業経営の規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 水稲複合型 | (1)作付面積等①早期水稲： 5.0 ha②作業受託： 5.0 ha③飼料稲： 4.0 ha④スイートコーン：0.5 ha⑤千切り大根：1.0ha⑥そば：1.0 ha(2)経営面積　10.0 ha | (1)建物･施設・作業舎・格納庫(2)農機具・トラクター（35Ps）１台・コンバイン（４条）１台・乾燥機　　　　　 ５台・籾摺機　　　　　 １台・トラック（２トン）１台・マニュアスプレッタ（５００㎏）　 　１台・田植機　　　　　 １台・ブロードキャスタ １台・ドローン　　　　 １台 | (1)記帳等①複式簿記記帳の実施②経営と家計の分離(2)申告の分析等①青色申告の実施 | 1. 家族従事者

２人(2)休日制の導入(3)労働と作業管　　理①原則として雇用は行わず時間外で対応1. 労働力と時間

に余裕がある場合は努めて作業受託をする。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 個別経営体 | № | ２ |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 農業経営の規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 水稲複合型(2) | (1)作付面積等①早期水稲： 7.0 ha②早期水稲（加工用米）： 5.0 ha③作業受託：17.0 ha④ニンジン：1.2ha⑤馬鈴薯：1.0 ha⑥にんにく：0.1 ha(2)経営面積　15.0 ha | (1)建物･施設・作業舎・格納庫(2)農機具・トラクター（35Ps）１台・コンバイン（４条）１台・乾燥機　　　　　 ２台・籾摺機　　　　　 １台・トラック（２トン）１台・マニュアスプレッタ（５００㎏）　 　 　１台・スピードスプレア １台・田植機　　　　　 １台・ブロードキャスタ １台 | (1)記帳等①複式簿記記帳の実施②経営と家計の分離(2)申告の分析等①青色申告の実施 | 1. 家族従事者

２人(2)休日制の導入(3)労働と作業管　　理①原則として雇用は行わず時間外で対応1. 労働力と時間

に余裕がある場合は努めて作業受託をする。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 個別経営体 | № | ３ |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 農業経営の規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 施設野菜複合型(1) | (1)作付面積等①ピーマン促成：0.36 ha②早期水稲：0.8 ha③飼料用米：0.9 ha④飼料用稲：2.5 ha⑤小麦：0.9 ha(2)経営面積　5.5 ha | (1)建物･施設・作業舎・ハウス・灌水施設・育苗ハウス・自動開閉機　・三重施設(2)農機具・トラクター（30Ps）2台・普通トラック　　　１台・田植機（６条）　　１台・コンバイン(２条)　１台・暖房機　　　　　　３台・動力噴霧器　　　　１台・循環扇　　　　　　15台・４段サーモ　　　　３台・炭酸ガス発生機　　１台 | (1)記帳等①複式簿記記帳の実施②経営と家計の分離(2)申告の分析等①青色申告の実施 | 1. 家族従事者

２人(2)休日制の導入(3)労働と作業管　理①ビニール張等については共同で行う。②収穫時期は臨時雇用（１～２人）で対応する。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 個別経営体 | № | ４ |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 農業経営の規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 施設野菜複合型(2) | (1)作付面積等①アールスメロン　　　　 0.5 ha　②早期水稲 ：0.2 ha(2)経営面積　0.7ha | (1)建物･施設・作業舎・ハウス・灌水施設・育苗ハウス・自動開閉機　(2)農機具・トラクター（25Ps）１台・普通トラック　　　１台・田植機（４条）　　１台・コンバイン(２条)　１台・暖房機　　　　　　３台 | (1)記帳等①複式簿記記帳の実施②経営と家計の分離(2)申告の分析等①青色申告の実施 | 1. 家族従事者

２人(2)休日制の導入(3)労働と作業管　理①ビニール張等は、共同で行う。②雇用は行わず時間外で対応 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 個別経営体 | № | ５ |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 農業経営の規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 施設野菜複合型(3) | (1)作付面積等①きゅうり：抑制：0.4 ha半促成：0.4 ha（促成：0.4 ha）②早期水稲：1.5 ha(2)経営面積　1.9ha | (1)建物･施設・作業舎・ハウス・灌水施設・育苗ハウス・自動開閉機　 (2)農機具・トラクター（25Ps）１台・普通トラック　　　１台・田植機（４条）　　１台・コンバイン(２条)　１台・暖房機　　　　　　３台・動力噴霧器　　　　１台・循環扇　　　　　　23台・４段サーモ　　　　３台・炭酸ガス発生機　　１台 | （１）記帳等①複式簿記記帳の実施②経営と家計の分離(2)申告の分析等①青色申告の実施 | 1. 家族従事者

２人(2)休日制の導入(3)労働と作業管　理①ビニール張等は、共同で行う。②収穫時期は臨時雇用で対応 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 個別経営体 | № | ６ |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 農業経営の規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 施設野菜複合型(4) | (1)作付面積等①トマト：促成：0.25 ha②早期水稲：0.3ha(2)経営面積　0.6 ha | (1)建物･施設・作業舎・ハウス・灌水施設・育苗ハウス・自動開閉機　(2)農機具・トラクター（25Ps）１台・普通トラック　　　１台・田植機（４条）　　１台・コンバイン(２条)　１台・暖房機　　　　　　2台・動力噴霧器　　　　１台・循環扇　　　　　　10台・４段サーモ　　　　３台・炭酸ガス発生機　　１台 | (1)記帳等①複式簿記記帳の実施②経営と家計の分離(2)申告の分析等①青色申告の実施 | 1. 家族従事者

２人(2)休日制の導入(3)労働と作業管　　理①ビニール張等は、共同で行う。②収穫時期は臨時雇用で対応 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 個別経営体 | № | ７ |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 農業経営の規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 施設野菜複合型(5) | (1)作付面積等①ハウスニラ：1.0ha②露地ニラ：1.0ha③飼料稲：0.7ha(2)経営面積　　 2.7 ha | (1)建物･施設・作業舎・ハウス・育苗ハウス (2)農機具・トラクター（50Ps）１台・乾燥機26PS　　　　１台  | (1)記帳等①複式簿記記帳の実施②経営と家計の分離(2)申告の分析等①青色申告の実施 | 1. 家族従事者

２人(2)休日制の導入(3)労働と作業管　　理①労働力が不足する場合は、時間外で対応 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 個別経営体 | № | 8 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 農業経営の規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 施設野菜専業型(1) | (1)作付面積等①ミニトマト：0.47ha(2)経営面積　　 0.47ha | (1)建物･施設・ハウス・灌水施設・自動開閉機　(2)農機具・トラクター（25Ps）１台・軽トラック　　　１台・加温機　　　　　　4台・動力噴霧器　　　　１台・循環扇　　　　　　10台・４段サーモ　　　　３台・炭酸ガス発生機　　１台 | (1)記帳等①複式簿記記帳の実施②経営と家計の分離(2)申告の分析等①青色申告の実施 | 1. 家族従事者

２人(2)休日制の導入(3)労働と作業管　　理①労働力が不足する場合は、時間外で対応 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 個別経営体 | № | 9 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 農業経営の規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 施設野菜専業型(2) | (1)作付面積等①ズッキーニ：0.43ha(2)経営面積　　 0.43ha | (1)建物･施設・作業舎・ハウス・灌水施設・育苗ハウス・自動開閉機　(2)農機具・トラクター（25Ps）１台・軽トラック　　　　１台・加温機　　　　　　2台・動力噴霧器　　　　１台・循環扇　　　　　　10台 | (1)記帳等①複式簿記記帳の実施②経営と家計の分離(2)申告の分析等①青色申告の実施 | 1. 家族従事者

２人(2)休日制の導入(3)労働と作業管　理①労働力が不足する場合は、時間外で対応 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 個別経営体 | № | 10 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 農業経営の規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 露地野菜複合型 | (1)作付面積等①原料用甘藷：　2.5ha②千切大根：0.5ha(2)経営面積　畑 3.0 ha | (1)建物･施設・作業舎・育苗ハウス・貯蔵庫(2)農機具・トラクター（50Ps）１台・普通トラック　　　１台・収穫機　　　　　　１台・つる切り機　　　　１台・大根洗浄機　　　　１台・大根つき機　　　　１台 | (1)記帳等①複式簿記記帳の実施②経営と家計の分離(2)申告の分析等①青色申告の実施 | 1. 家族従事者

２人(2)休日制の導入 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 個別経営体 | № | 11 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 農業経営の規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 施設果樹複合型(1) | (1)作付面積等①マンゴー：0.5ha②早期水稲：1.7ha(2)経営面積　2.1ha | (1)建物･施設・作業舎・ハウス・灌水施設・育苗ハウス・自動開閉装置(2)農機具・トラクター（25Ps）１台・普通トラック　　　１台・暖房機　　　　　　６台・田植機（４条）　　１台・コンバイン（２条）１台・動力噴霧器　　　　１台・ヒートポンプ　　　６台・循環扇　　　　　　23台・４段サーモ　　　　６台 | (1)記帳等①複式簿記記帳の実施②経営と家計の分離(2)申告の分析等①青色申告の実施 | (1)家族従事者２人(2)休日制の導入(3)労働と作業管理　①収穫時期は臨時雇用（１．０人）で対応 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 個別経営体 | № | 12 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 農業経営の規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 施設果樹複合型(2) | (1)作付面積等①ライチ：0.9ha②トマト：0.1ha③ミニトマト：0.2ha(2)経営面積　1.2ha | (1)建物･施設・作業舎・ハウス・灌水施設・自動開閉装置(2)農機具・トラクター（25Ps）１台・普通トラック　　　１台・暖房機　　　　　　４台・動力噴霧器　　　　１台・ヒートポンプ　　　４台・循環扇　　　　　　17台・４段サーモ　　　　４台 | (1)記帳等①複式簿記記帳の実施②経営と家計の分離(2)申告の分析等①青色申告の実施 | (1)家族従事者２人(2)休日制の導入(3)労働と作業管理　①家族労力を主体とする。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 個別経営体 | № | 13 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 農業経営の規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 施設花き複合型 | (1)作付面積等①シンビジウム：　0.7ha②マンゴー：0.3ha(2)経営面積畑 1.00ha | (1)建物･施設・作業舎・ハウス・山上げ施設・灌水施設(2)農機具・普通トラック　　　１台・ヒートポンプ　　　18台・動力噴霧器　　　　１台(3)その他・年内出荷のため山上げを行なう。 | (1)記帳等①複式簿記記帳の実施②経営と家計の分離(2)申告の分析等①青色申告の実施 | (1)家族従事者２人(2)休日制の導入(3)労働と作業管理　①臨時雇用（３．０人）　②雇用の安定確保 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 個別経営体 | № | 14 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 農業経営の規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 茶専業型 | (1)作付面積等①茶：6.0ha(2)経営面積　6.0　ha | (1)建物･施設・製茶工場・製茶機械・堆肥舎・スプリンクラー(2)農機具・トラクター　　　１台・トラック（軽、2ｔ）２台・乗用摘採機　　　１台・乗用防除機　　　１台・中刈機（共同）　１台(3)その他・自園自製の経営 | (1)記帳等①複式簿記記帳の実施②経営と家計の分離(2)申告の分析等①青色申告の実施 | (1)家族従事者２人(2)休日制の導入(3)労働と作業管理　①収穫期は臨時雇用（２．０人）で対応　②品種の組合せにより労働力の配分を図る。　③雇用の安定確保 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 個別経営体 | № | 15 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 農業経営の規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 酪農専業型 | (1)作付面積等①乳用牛：50頭②トウモロコシ：　3.0ha③ソルガム：3.0ha④イタリアン：6.0ha(2)経営面積　6.0ha | (1)建物･施設・畜舎、サイロ・堆肥舎・バルククーラー（パイプライン含）・バーンクリーナー(2)農機具・トラクター（60Ps）１台・トラック（1.5ｔ） １台・コンビラップ　　　１台・コーンプランター　1台・ｺｰﾝﾌﾟﾘｰﾄﾐｷｻｰ　　　１台・ショベルローダー　1台・ベールグラブ　　　1台・コーンハーベスタ　1台・マニアスプレッダ　１台・ディスクモア　　　１台・テッダーレーキ　　１台・ロールべーラー　 １台・ラッピングマシン　1台・鎮圧機　　　　　　1台(3)その他・「飼養衛生管理基準」を遵守し、家畜伝染病防疫体制の徹底を図る。自給飼料確保や堆肥等の有効活用を図るため、耕種農家との連携を図る。・家畜伝染病発生時に迅速な防疫措置を実施するために、適切な埋却地を事前に確保しておく。 | (1)記帳等①複式簿記記帳の実施②経営と家計の分離(2)申告の分析等①青色申告の実施 | (1)家族従事者２人(2)休日制の導入(3)労働と作業管理　①酪農ヘルパーの活用 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 個別経営体 | № | 16 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 農業経営の規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 肉用牛繁殖専業型 | (1)作付面積等①繁殖牛：50頭（黒毛和種）②飼料作物：4.2ha③えん麦：1.7ha④イタリアン：4.2 ha⑤ソルゴー：1.7ha(2)経営面積　5.9ha　 | (1)建物･施設・畜舎、サイロ・堆肥舎・作業舎(2)農機具・トラクター（50Ps）１台・トラック（1.5ｔ） １台・ライムソア　　　　１台・ショベルローダー　1台・ベールグラブ　　　1台・マニアスプレッダ　１台・ディスクモア　　　１台・テッダーレーキ　　１台・ロールべーラー　 １台・ラッピングマシン　1台・鎮圧機　　　　　　1台(3)その他・「飼養衛生管理基準」を遵守し、家畜伝染病防疫体制の徹底を図る。自給飼料確保や堆肥等の有効活用を図るため、耕種農家との連携を図る。・家畜伝染病発生時に迅速な防疫措置を実施するために、適切な埋却地を事前に確保しておく。 | (1)記帳等①複式簿記記帳の実施②経営と家計の分離(2)申告の分析等①青色申告の実施 | (1)家族従事者２人(2)休日制の導入 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 個別経営体 | № | 17 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 農業経営の規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 肉用牛複合型 | (1)作付面積等①繁殖牛：30頭　　（黒毛和種）②原料用甘藷：3.0ha　③千切大根：0.5ha④飼料作物：2.6ha⑤イタリアン：2.6ha(2)経営面積　5.0ha | (1)建物･施設・畜舎、サイロ・堆肥舎・作業舎(2)農機具・トラクター（50ＰＳ）１台・トラック（1.5ｔ）１台・ライムソア　　　　１台・マニアスプレッダ　１台 (3)その他・「飼養衛生管理基準」を遵守し、家畜伝染病防疫体制の徹底を図る。自給飼料確保や堆肥等の有効活用を図るため、耕種農家との連携を図る。・家畜伝染病発生時に迅速な防疫措置を実施するために、適切な埋却地を事前に確保しておく。 | (1)記帳等①複式簿記記帳の実施②経営と家計の分離(2)申告の分析等①青色申告の実施 | (1)家族従事者２人(2)休日制の導入 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 個別経営体 | № | 18 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 農業経営の規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 肉用牛肥育専業型 | (1)作付面積等①肥育牛：200頭　　　　　(2)経営面積0.0ha(3)敷地面積　2.5ha | (1)建物･施設・畜舎、換気扇・堆肥舎・飼料、敷料倉庫・飼料タンク(2)農機具・トラック（2ｔ）　 １台・ショベルローダー　１台・フォークリフト　　1台・動力運搬車　　　　１台(3)飼養管理・給与飼料は、配合飼料を基本とする。(4)その他・「飼養衛生管理基準」を遵守し、家畜伝染病防疫体制の徹底を図る。堆肥等の有効活用を図るため、耕種農家との連携を図る。・家畜伝染病発生時に迅速な防疫措置を実施するために、適切な埋却地を事前に確保しておく。 | (1)記帳等①複式簿記記帳の実施②経営と家計の分離(2)申告の分析等①青色申告の実施 | (1)家族従事者２人(2)休日制の導入 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 個別経営体 | № | 19 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 農業経営の規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 養鶏専業型 | (1)作付面積等①採卵鶏：　常時：50,000羽(2)経営面積0.0ha(3)敷地面積　3.0ha | (1)建物･施設・鶏舎・集卵舎・飼料タンク・鶏糞発酵舎(2)農機具・軽トラック　　　　１台・ショベルローダー　１台・トラック（２トン）１台・フークリフト　　　１台・動力噴霧機　　　　１台・配飼車　　　　　　１台（3）飼養管理・給与飼料は、配合飼料を基本とする。(4)その他・「飼養衛生管理基準」を遵守し、家畜伝染病防疫体制の徹底を図る。堆肥等の有効活用を図るため、耕種農家との連携を図る。・家畜伝染病発生時に迅速な防疫措置を実施するために、適切な埋却地を事前に確保しておく。 | (1)記帳等①複式簿記記帳の実施②経営と家計の分離(2)申告の分析等①青色申告の実施 | (1)家族従事者２人(2)休日制の導入(3)労働と作業管理　①常時雇用（１名） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 個別経営体 | № | 20 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 農業経営の規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| ブロイラ｜専業型 | (1)作付面積等①ブロイラー：　常時：50,000羽(2)経営面積0.0ha(3)敷地面積　1.0ha | (1)建物･施設・畜舎・管理舎・飼料タンク(2)農機具・軽トラック　　　　１台・ショベルローダー　１台・動力噴霧機　　　　１台（3）飼養管理・給与飼料は、配合飼料を基本とする。(4)その他・オールイン・オールアウト方式・「飼養衛生管理基準」を遵守し、家畜伝染病防疫体制の徹底を図る。堆肥等の有効活用を図るため、耕種農家との連携を図る。・家畜伝染病発生時に迅速な防疫措置を実施するために、適切な埋却地を事前に確保しておく。 | (1)記帳等①複式簿記記帳の実施②経営と家計の分離(2)申告の分析等①青色申告の実施 | (1)家族従事者２人(2)休日制の導入 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 組織経営体 | № | １ |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 農業経営の規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| (農)集落型経営体 | (1)作付面積等①早期水稲：20.0ha②耕起受託：5.0ha③育苗受託：10.0ha④稲刈受託：10.0ha⑤飼料稲：15.0ha〈経営面積〉　35.0 ｈａ | (1)建物･施設・作業舎・格納庫・育苗ハウス(2)農機具・トラクター（50Ps）２台・トラック（１ｔ）　２台・田植機（６条）　　２台・コンバイン(普通型)１台・コンバイン(自脱型)１台・マニュアスプレッタ１台 | ・農事組合法人・農地所有適格法人(1)記帳等①複式簿記記帳の実施(2)申告の分析等①青色申告の実施 | 1. 従事者６人

（役員６名）(2)休日制の導入 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 組織経営体 | № | ２ |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 農業経営の規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 茶専業型 | (1)作付面積等①茶：10.0ha(2)経営面積　10.0ha | (1)建物･施設・製茶工場・製茶機械・堆肥舎・スプリンクラー(2)農機具・トラクター　　　　１台・トラック（２ｔ）　３台・生葉管理機　　　　２台・摘採機　　　　　　１台・防除機　　　　　　１台・中刈り機　　　　　１台 | (1)記帳等①複式簿記記帳の実施(2)申告の分析等①青色申告の実施 | (1)従事者６人（役員３名、社員３人）(2)休日制の導入 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 組織経営体 | № | ３ |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 農業経営の規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 施設野菜専業型 | (1)作付面積等①ピーマン促成：1.7 ha(2)経営面積　1.7ha | (1)建物･施設・灌水施設・育苗ハウス・自動開閉機　・三重施設(2)農機具・トラクター（30Ps）2台・畦立て機　　　　　１台・ブロードキャスター１台・暖房機　　　　　　３台・動力噴霧器　　　　２台・循環扇　　　　 　15台・４段サーモ　　　　３台・炭酸ガス発生機　　１台 | (1)記帳等①複式簿記記帳の実施②経営と家計の分離(2)申告の分析等①青色申告の実施 | (1)家族従事者２人(2)休日制の導入(3)労働と作業管　理①ビニール張等については、共同で行う。②収穫時期は臨時雇用（１３人）で対応する。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 組織経営体 | № | ４ |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 農業経営の規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 施設野菜複合型 | (1)作付面積等①きゅうり：0.8 ha②水稲：30.0 ha③小麦：17.0ha(2)経営面積　47.8ha | (1)建物･施設・作業舎・ハウス・灌水施設・育苗ハウス・自動開閉機　 (2)農機具・トラクター（65Ps）１台・トラクター（57Ps）１台・普通トラック　　　１台・田植機（４条）　　１台・コンバイン(２条)　１台・暖房機　　　　　　4台・動力噴霧器　　　　2台・循環扇　　　　　　30台・４段サーモ　　　　4台・炭酸ガス発生機　　2台・ドローン　　　　　1台 | (1)記帳等①複式簿記記帳の実施②経営と家計の分離(2)申告の分析等①青色申告の実施 | (1)家族従事者２人(2)休日制の導入(3)労働と作業管　理①ビニール張等は、共同で行う。②収穫時期は臨時雇用で対応 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 組織経営体 | № | ５ |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 農業経営の規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 養鶏専業型 | (1)作付面積等①採卵鶏：　常時：100,000羽(2)経営面積　0.0ha(3)敷地面積　3.0ha | (1)建物･施設・鶏舎・飼料タンク・鶏糞発酵舎(2)農機具・軽トラック　　　　１台・ショベルローダー　１台・トラック（２トン）１台・フークリフト　　　１台・動力噴霧機　　　　１台・配飼車　　　　　　１台（3）飼養管理・給与飼料は、配合飼料を基本とする。その他・「飼養衛生管理基準」を遵守し、家畜伝染病防疫体制の徹底を図る。堆肥等の有効活用を図るため、耕種農家との連携を図る。・家畜伝染病発生時に迅速な防疫措置を実施するために、適切な埋却地を事前に確保しておく。 |  (1)記帳等①複式簿記記帳の実施(2)申告の分析等①青色申告の実施 | 1. 従事者５人

（役員２名、社員３人）(2)休日制の導入 |

**第２の２ 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標**

第１に示した目標を達成するための新たに農業経営を営もうとする青年等の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型について、これを示すと次のとおりである。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 個別経営体 | № | 1 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 農業経営の規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 施設野菜専業型(1) | (1)作付面積等①ピーマン促成：0.2 ha(2)経営面積　0.2 ha | (1)建物･施設・作業舎・ハウス・灌水施設・自動開閉機　・三重施設(2)農機具・乗用トラクター　　１台・軽トラック　　　　１台・暖房機　　　　　　３台・管理機　　　　　　１台・循環扇　　　　　　12台・４段サーモ　　　　３台・炭酸ガス発生機　　２台(3)技術経営上の要点①資本装備の考え方・ハウスや農機具等については、可能な限り賃貸借や中古品等の購入に努めることとする。 | (1)記帳等①複式簿記記帳の実施②経営と家計の分離(2)申告の分析等①青色申告の実施 | (1)家族従事者1人(2)休日制の導入(3)労働と作業管　理①ビニール張等については、共同で行う。②農閑期については、パートなど農外収入を50万円程度見込む。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 個別経営体 | № | ２ |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 農業経営の規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 施設野菜専業型(2) | (1)作付面積等①きゅうり：抑制：0.2 ha半促成：0.2 ha（促成：0.2 ha）(2)経営面積　0.2 ha | (1)建物･施設・作業舎・ハウス・灌水施設・自動開閉機　(2)農機具・乗用トラクター　　１台・軽トラック　　　　１台・暖房機　　　　　　２台・管理機　　　　　　１台・循環扇　　　　　　12台・４段サーモ　　　　２台・炭酸ガス発生機　　１台(3)技術経営上の要点①資本装備の考え方・ハウスや農機具等については、可能な限り賃貸借や中古品等の購入に努めることとする。 | (1)記帳等①複式簿記記帳の実施②経営と家計の分離(2)申告の分析等①青色申告の実施 | (1)家族従事者1人(2)休日制の導入(3)労働と作業管　理①ビニール張等は、共同で行う。②農閑期については、パートなど農外収入を50万円程度見込む。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 個別経営体 | № | ３ |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 農業経営の規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 施設野菜専業型(3) | (1)作付面積等①ミニトマト：促成：0.2 ha(2)経営面積　0.2 ha | (1)建物･施設・作業舎・ハウス・灌水施設・自動開閉機　(2)農機具・トラクター　　　　１台・軽トラック　　　　１台・暖房機　　　　　　１台・管理機　　　　　　１台・循環扇　　　　　　８台・４段サーモ　　　　１台・炭酸ガス発生機　　１台(3)技術経営上の要点 ①資本装備の考え方・ハウスや農機具等については、可能な限り賃貸借や中古品等の購入に努めることとする。 | (1)記帳等①複式簿記記帳の実施②経営と家計の分離(2)申告の分析等①青色申告の実施 | (1)家族従事者1人(2)休日制の導入(3)労働と作業管　　理①ビニール張等は、共同で行う。②農閑期については、パートなど農外収入を50万円程度見込む。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 個別経営体 | № | ４ |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 農業経営の規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 露地野菜専業型 | (1)作付面積等①原料用甘藷：5.0 ha(2)経営面積　畑 5.0 ha | (1)建物･施設・作業舎・育苗ハウス・貯蔵庫(2)農機具・トラクター（50Ps）１台・トラック（１トン）１台・収穫機　　　　　　１台・つる切り機　　　　１台(3)技術経営上の要点①資本装備の考え方・農機具等については、親との共同利用とする。②その他・食用甘藷の専作でトンネル、早堀､普通の組合わせによる労働配分の適正化を図る。 | (1)記帳等①複式簿記記帳の実施②経営と家計の分離(2)申告の分析等①青色申告の実施 | (1)家族従事者２人(2)休日制の導入(3)労働と作業管　理①自家労力の２人を中心として、労働力が不足する場合は、労働時間の延長で対応する。農繁期でやむを得ない場合は、臨時雇用することとする。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 個別経営体 | № | ５ |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 農業経営の規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 肉用牛繁殖専業型 | (1)作付面積等①繁殖牛：40頭（黒毛和種）②ソルガム：3.0ha③イタリアン：3.0ha④飼料用稲：3.0ha稲ワラ収集(2)経営面積　6.0ha | (1)建物･施設・畜舎、サイロ・堆肥舎・作業舎(2)農機具・乗用トラクター　　１台・普通トラック　　　１台・軽トラック　　　　１台・ロータリー　　　　１台・プラウ　　　　　　１台・カッター　　　　　１台・ディスクモア　　　１台・テッダーレーキ　　１台・ライムソア　　　　１台・ロールベーラ　　　１台・ベールグラブ　　　１台・フロントローダー　１台・ラッピングマシン　１台・マニュアスプレッダ１台・動力噴霧機　　　　１台(3)その他・「飼養衛生管理基準」を遵守し、家畜伝染病防疫体制の徹底を図る。・「家畜排せつ物法」や「環境と調和のとれた農業生産活動規範」に基づき、家畜排せつ物の適正処理と有効活用を図るとともに、水質汚濁、悪臭及び害虫の発生防止・低減する取り組みを励行する。・自給飼料確保や堆肥等の有効活用を図るため、耕種農家との連携を図る。・健康な家畜の飼育、適正使用密度の確保及びアニマルウェルフェアにも配慮した家畜飼養に努める。・家畜伝染病発生時に迅速な防疫措置を実施するために、適切な埋却地を事前に確保しておく。 | (1)記帳等①複式簿記記帳の実施②経営と家計の分離(2)申告の分析等①青色申告の実施 | (1)家族従事者２人(2)休日制の導入(3)労働と作業管　理①自家労力の２人を中心として、労働力が不足する場合は、親族の手伝い等の無料労働力を確保するか、労働時間の延長で対応する。 |

**第３ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者（認定農業者等）に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項**

１．効率的かつ安定的な農業経営を営む者(認定農業者等)に対する農用地の利用の集積に関する目標は次のとおりとする。

上記第２に掲げる、これら認定農業者等農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

 　○認定農業者等への農地の利用集積目標

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|    | 目標 | 備　　考 |
| ８０％なお、面的集積の目標については、農地中間管理事業等を活用して、認定農業者等への面的集積の割合が高まるよう努める。 | 基幹作業に係る農作業受委託面積を含む。 |

（注）１　「目標」には、農業法人を含む認定農業者に加え、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農経営の地域における農用地利用面積のシェアを含む。

　　　　　　 ２　目標年度は、令和５年度とする。

２．その他農用地の利用関係の改善に関する目標

 本町の農業は、平坦部では水稲と施設園芸を組み合わせた複合経営、高台部では畑作が主体となっており、条件の良い農地については認定農業者等への集積がみられる。しかし、ほ場整備未整備による小区画地や不整形農地など、農業生産条件の不利な地域においては、担い手不足、農業就業人口の高齢化等により、遊休農地が増加している。

　以上のような状況を踏まえ、地域の中心となる担い手農業者が連担的な条件下で効率的な生産が行えるような利用権設定を関係機関で連携して行い、現在、ほ場整備実施地区については、認定農業者等への集積・集約を併せて実施していく。

**第４　農業経営基盤強化促進事業に関する事項**

本町は、県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第４「効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

①利用権設定等促進事業

②農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業等の実施を促進する事業

③農用地利用改善事業の実施を促進する事業

④委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

 　⑤農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

⑥新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を促進する事業

 　⑦その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

 　　更に、本町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。 以下、各個別事業ごとに述べる。

１．利用権設定等促進事業に関する事項

 （１）利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

 　 ① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第18条第２項第６号に定める利用権設定等を受け後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。）を除く）又は農地所有適格法人（農地法(昭和27年法律第229号）第２条第３項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

 　　　ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ｱ)から(ｵ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ｱ)、(ｳ)、(ｴ)及び(ｵ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

 　　 (ｱ) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてについて効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

 　 　(ｲ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

 　 　(ｳ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

 　 　 (ｴ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

 　 　 (ｵ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ｱ)から(ｴ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

 　　 イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

 　　 ウ 農業施設用地（開発して農業施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。

 　 ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその

　　　　他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ｱ)及び(ｲ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ｱ)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定に関わらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

 　 ③ 農業協同組合法（昭和２２年法律第１３２号）第１０条第２項に規定する事業を行う農業

　　　　協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、

 　　・同法第１１条の５０第１号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合

 ・農地中間管理機構

・又は独立行政法人農業者年金基金法（平成１４年法律第１２７号）附則第６条第１項第２号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地保有合理化法人、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

 ④　農地所有適格法人以外の法人が賃借権又は使用貸借のよる権利の設定を受ける場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

 　　　　ア　耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む）すべてについて効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

 イ　その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

 ウ　その者が法人である場合には、その業務を執行する役員のうち１人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に従事すると認められること。

 ⑤　農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第２条第３項第２号チに掲げる者を除く。) が利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合には、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

 　　　　 ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

 ⑥　①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙１のとおりとする。

（２）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙２のとおりとする。

（３）開発を伴う場合の措置

 　　 ① 本町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成２４年５月３１日付け２４経営第５６４号農林水産省経営局通知。以下、「基本要綱」という。）別記様式第７号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

 　　② 本町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

 　 　ア 当該開発事業の実施が確実であること。

 　　 イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可基準に従って許可し得るものであること。

 　 　ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（４）農用地利用集積計画の策定時期

 　 ① 本町は、法第６条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第２条によりみなされる場合は不要）。

 　 　② 本町は、（５）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

③ 本町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の３０日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める

（５）要請及び申出

 　　① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

 　　② 町の全部又は一部をその事業の実施地域とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第５２条第１項又は第８９条の２第１項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

 　　③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④　②及び③に定める申出を行う場合において、（４）の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の９０日前までに申し出るものとする。

（６）農用地利用集積計画の作成

①　町は、（５）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める

②　町は、（５）の②及び③の規定による農用地利用改善団体及び農協又は土地改良区からの申し出があつた場合には、その申し出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ ①、②に定める場合の他、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、町は、農用地利用集積計画を定めることができる。

④ 本町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（７）農用地利用集積計画の内容

 　　農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所。

② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積。

③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称

及び住所。

 ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む ）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が農地所有適格法人以外の法人等である場合には、

　　　　　　・貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸借を解除する旨の条件、

・賃借権又は使用貸借権の設定を受けた者は、毎年、当該農用地の利用状況を市町村の長に報告すること、

・農用地を明け渡す際の現状回復の義務を負う者、原状回復の費用の負担者、現状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置、貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め、

 　　　　　この他、撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑥　①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。）その支払い（持分又は株式の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑦　①に規定する者の農業経営状況

（８）同意

本町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の②に規定する土地ごとに（７）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

 　　ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が２０年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を越える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

（９）公告

本町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（５）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑤までに掲げる事項を町の掲示板への掲示により公告する。

 　　なお、町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画の取消しを行った場合は、その旨を公告する。

（10）公告の効果

本町が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

（11）利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

（12）紛争の処理

本町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払いなど利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方または双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

（13）農用地利用集積計画の取消し等

①　町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア　その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ　その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ　その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

②　町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア（９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ　①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③　町は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を村の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④　町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

２.農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業の促進に関する事項

(１)本町は、農地中間管理機構（公益社団法人宮崎県農業振興公社）との連携の下に、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業（以下、農地中間管理事業等という）の普及啓発活動等を行うことによって事業実施の促進を図る。　　　「第３ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者（認定農業者等）に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項」の効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農地の利用集積目標を達成するためには、従来にも増して積極的な農地の集積・集約化対策が必要である。

（２）本町は、農業委員会、農業協同組合、県出先機関、農地中間管理機構等で構成するチーム会議を設け、人・農地プランを中心に、地域の実情に応じながら、農地中間管理事業等を活用した担い手への農地集積・集約化を推進する。

３．農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

（１）農用地利用改善事業の実施の促進

 　　 本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

 （２）区域の基準

 　　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落）とするものとする。

 （３）農用地利用改善事業の内容

 　 農用地利用改善事業の主要な内容は、（２）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

 （４）農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

 　 　ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項。

 　イ 農用地利用改善事業の実施区域。

 　ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項。

 　エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項。

 オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項。

 カ その他必要な事項。

 　② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

 （５）農用地利用規程の認定

 　　①　（２）に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第２３条第１項に規定する要件を備えるものは、基本要綱別記様式第４号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。

 　　② 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第２３条第１項の認定をする。

 　　ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

 　　イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

 　　 　　ウ （４）の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

 　 　　エ　農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるころに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

 　　 ③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の掲示板への提示により公告する。

 　　 ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

（６）特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

 　　 　① （５）の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和５５年政令第２１９号）第８条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規定においては、（４）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア　特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所。

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標。

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項。

 　 ③ 本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

 　ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

 　 　イ　申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等も若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

 ④　②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

 　　 ①　（５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる

 ②　①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

 ③　特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

①　本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

②　本町は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農林振興局、農業委員会、農協、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、担い手協議会 との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

４．農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

 　 　本町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農協等市町村段階の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

５．農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

 　 　本町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、新富アグリカレッジを活用した研修等を通じて、経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

６．新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第１で示す農業経営を営もうとする青年等の確保目標を達成するため、次の取組を積極的に推進する。

　（１）新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取組

ア　就農希望者に対する情報提供

就農希望者のニーズに応じ、農業委員会、農林振興局、ＮＡＢ、農協等と連携した就農相談を実施し、栽培技術や農業経営に資する情報の提供を行う。

イ　中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味・関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう学校や教育委員会と連携しながら、農業体験等を通じ、農業に関する知見を広められる環境づくりを図る。

（２）定着に向けた取組

本町が策定する「人・農地プラン」に地域の中心経営体として位置付けられるよう促すとともに、国の農業次世代人材投資資金、青年等就農資金の積極的な活用、町単独で行う各種の新規就農者支援事業、定期的な巡回指導等、安定的な経営体への成長を促す機会の提供等を行う。

（３）新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組

ア　青年等就農計画制度の普及

町は、新たに農業経営を営む青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと経営発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及を図る。

イ　認定就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

認定就農者については、その経営の確立に資するため、就農計画の実施状況を点検し、町・農業委員会・農林振興局・農協等の関係機関・団体が必要に応じて栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど、重点的に指導・助言を行う。さらに、当該農業者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。

７．その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

（１）農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本町は、１から５までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア．町は、各種補助事業を活用し、農業・農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するように努める。

イ．町は、担い手への農地の面的な集積を加速させるため、国や県等の事業を活用し集落や産地単位での話し合い活動を通して農用地利用改善団体の育成を図り集落営農の組織化を図る。

ウ．町は、地域農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

（２）推進体制等

① 事業推進体制等

本町は、農林振興局、町議会、農業委員会、町、ＪＡ等の職員をもって構成する経営・生産対策会議において、農業経営基盤強化の促進方策について検討し、この検討結果を踏まえて今後１０年にわたり、第１、第３で掲げた目標や第２の指標で示される認定農業者等の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

 　　 　　また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

1. 農業委員会等の協力

 　　　農業委員会、農協、及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、担い手協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、町は、このような協力の推進に配慮する。

 **第５ その他**

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附　則

この基本構想は、平成６年４月1日から施行する。

附　則

この基本構想は、平成１２年４月１日から施行する。

　　附　則

この基本構想は、平成１８年８月３１日から施行する。

　　附　則

この基本構想は、平成２２年５月１０日から施行する。

　　附　則

この基本構想は、平成２４年３月３０日から施行する。

附　則

この基本構想は、平成２６年９月３０日から施行する。

附　則

この基本構想は、平成２９年３月２９日から施行する。

附　則

この基本構想は、令和４年３月２５日から施行する。

別紙１（第４の１の(1)⑥関係）

 　次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第２項第２号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（１）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第１項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、

　　　農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第２条第２項第１号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第２条第２項第３号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

 　○　対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第３項第２号イに掲げる事項

 　○　対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（２）農業協同組合法第72条の10第１項第２号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第２項第２号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

 　○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

 　　　・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

 　○　対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

 　　　・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（３）土地改良法（昭和24年法律第195号）第２条第２項各号に掲げる事業（同項第６号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第１条第７号若しくは第８号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

 　○　対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

 　　　・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙２（第４の１(2)関係）

Ⅰ　農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ①存続期間(又は残存期間） | ②　借賃の算定基準 | ③　借賃の支払方法 | ④　有益費の償還 |
| １　存続期間は３年（農業者年金制度関連の場合は10年以上、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて３年とすることが相当でないと認められる場合には、３年と異なる存続期間とすることができる。２　残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。３　農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。 | １　農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。２　採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力。固定資産評価額等を勘案して算定する。３　開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。４　借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記１から３までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の支払等の定めは、農業委員会が定める農地法第２１条第１項ただし書の承認基準に適合するものでなければならないものとする。 | １　借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。２　１の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。３　借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。 | １　農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用　権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。２　農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき新富町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。 |

Ⅱ　混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又　は移転を受ける場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ①　存続期間（又は残存期間） | ②　借賃の算定基準 | ③　借賃の支払方法 | ④　有益費の償還 |
| Ⅰの①に同じ。 | １　混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。２　農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。３　開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Ⅰの②の3と同じ。 | Ⅰの③に同じ。 | Ⅰの④に同じ。 |

Ⅲ　農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ①　存続期間（又は残存期間） | ②　借賃の算定基準 | ③　借賃の支払方法 | 1. 有益費の償還
 |
| Ⅰの①に同じ。 | １　混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。２　農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。３　開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Ⅰの②の3と同じ。 | Ⅰの③に同じ。 | Ⅰの④に同じ。 |

Ⅳ　所有権の移転を受ける場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  ①　対価の算定基準 | ②　対価の支払い方法 | ③　所有権の移転の時期 |
| 土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。 | 　農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。 | 　農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 |